漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.

公

告

家畜伝染病の発生.....

救急病院の廃止......

(健康医療課)

産

課)

: :

建設業者の許可の取消し.....

右 右

同

告

示

青森県長期総合計画策定連絡会議規程を廃止する訓令.....

<u>企</u>

画

課

:

訓

令

目

次

平成十六年

第二千二百八十六号

訓

(月曜日) 二月九日

青森県訓令甲第一号

平成十六年二月九日

青森県長期総合計画策定連絡会議規程を廃止する訓令を次のように定める。

各 庁

出

先

機

関 般

青森県長期総合計画策定連絡会議規程を廃止する訓令 青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県長期総合計画策定連絡会議規程 (昭和四十二年五月青森県訓令甲第二十号) 廃止する。

は 則

(水産振興課) ...

この訓令は、公表の日から施行する。

(整備事務所)

:

 \equiv

(整備事務所)

:

同

:

三.

青森県告示第六十八号

示

る 第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示す より、同医療機関は救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条 次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに

(1) 平成16年2月9日 月曜日

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出 政治資金規正法による政治団体の解散の届出..... 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出... 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表

事

務

局 :

 \equiv

同同同

:: :

껃 껃

:

Ħ.

選挙管理委員会

平成十五年十月十七日定例告示中.....

林

政

課

:

ベ

正

誤

平成十六年二月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

蟹田町国民健康保険蟹	名
蟹田病院	称
東津軽郡蟹田	所
町大字蟹田	在
字下蟹田四二	地

青森県告示第六十九号

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により

平成十六年二月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

病家 の 種伝 類染 ヨーネ病 種家 畜 類の 牛 患患 畜畜 患 の 疑 別似 畜 頭数 上北郡七戸町 発生の場所又は区 域 三平 ・成 年発 月 日生

り公示し、 る同意を求めるための届出があったので、 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ 届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

同令第五条第三項の規定により、

次のとお

兀 Ξ

平成十六年二月九日

ıΣ

青

漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ

青森県告示第七十号

青森県知事 Ξ 村 申

吾

六 ケ 所	名加入	
	が反称の	届
番地一中は一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	発起人の住所及び氏名	出事項
で月九日 十二十二 十三 日ま 日ま	期間	指定漁船調書
業六 協 同 組 合 漁	場所	書の縦覧

公

地一と北郡六ケ所村大字平沼字追舘二番と北郡六ケ所村大字平沼字追舘二番

中

岫

武 満 一番地上北郡六ケ所村大字平沼字追舘一一

松

政

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十六年二月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社法成工業

= 代表者の氏名 脊戸 淳

主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西金崎一〇の三

許可番号 青森県知事許可 (般 一二) 第一五三六九号

五 取消年月日 平成十六年一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十六年二月九日

七

商号又は名称 株式会社冨士興業

青森県知事

Ξ

村

申

吾

代表者の氏名 工藤 富士雄

兀 Ξ 主たる営業所の所在地 許可番号 青森県知事許可(般 西津軽郡鰺ケ沢町大字中村町中山ノ井一九四 一二) 第一五〇六三号

六 五 取消年月日 平成十六年一月二十九日

取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 取消しの原因となった事実 平成十六年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年二月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 成美工業

氏名 成田 清美

Ξ

主たる営業所の所在地 西津軽郡稲垣村大字福富字笹崎一二

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一四) 第一四二八二号

五 取消年月日 平成十六年一月二十七日

取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十五年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

学 管 理 委 員

青森県選挙管理委員会告示第七号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法 平成十六年二月九日 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により政治

青森県選挙管理委員会委員長
田
中
Œ
三

政党以外の政治団体

村後援会三村申吾風間浦	後援会三村申吾大間町	後援会三村申吾大畑町	田中達男後援会	森県後援会 笹井ひろふみ青	成田良一後援会	佐藤洋治後援会	別部友寛後援会	名が団体の
駒嶺剛一	伊藤馨	村林正史	長牛市男	清藤勇也	成田博義	山口秀一	坂本 稔	氏代 表 名者
北舘智明	岩泉盛利	泉澤立人	田中正明	山田芳夫	成田修一	田沢伝弘	酒井 守	者 氏 名
街道添二二の三下北郡風間浦村大字下風呂字	平二八の四二下北郡大間町大字大間字大間	寺前三	田一九八 北津軽郡板柳町大字大俵字和	青森市青柳一丁目二の九	田二〇四の二北津軽郡板柳町大字大俵字和	田野一三五北津軽郡板柳町大字柏木字片	五三八三沢市春日台二丁目一五四の	主たる事務所の所在地
五・二・二六	五二二六	五二二二六	五二二二	五 三 二 -	一五・二二・九	五 三 二	三平 三成 −	年届 月 日出

三三三	三上北郡東北町字上笹橋一一の	米 内 昭 弘	田中寿明	東浩二後援会
五二二六	本村一六〇本村一六〇	東谷弘文	杉浦守彦	村後援会三村申吾脇野沢
五二二六	畑浦二〇	南川誠一	山崎利治	後援会三村申吾東通村
五・二・一六	堂二の九	田名部久	島野満義	後援会三村申吾佐井村
五二二六	四二下北郡川内町大字川内字休所	菊池 禎子	半田義秋	後援会三村申吾川内町
五二二六	六の四上北郡上北町旭北一丁目六四	森川盛人	楢舘長吉	後援会 三村申吾上北町

青森県選挙管理委員会告示第八号

り告示する。 団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定によ 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規定により、次の政治

平成十六年二月九日

青

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 Œ 三

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部 一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定す

合 県第三区支部連 社会民主党青森	町支部	名が出団体の称
所の所在地	会計責任者	異動事項
三〇の五八戸市柏崎六丁目	丹代 充昭	新
一五の四 八戸市柏崎四丁目	長尾 直幹	旧
五二二七	宝平 三・八	年届 月 日出

ĒΨ

					ı DEV i		1
	新谷昭二後援会	会上北新時代研究	東條昭彦後援会	名政治団体の	政党以外の政治団体	支部連合会民主党青森県総	
代 表 者	所の所在地	代表者	代表者	異動事項		代表者	
柳谷 マサ子	二二の四七	千葉 和夫	大川 宏紀	新		渋谷 修	
石崎 日出雄	五四年大字城ケ沢むつ市大字城ケ沢	听	小林弘明	IП		戸来 勉	
	五二二八		三平 三成 三	年届 月 日出		一五・二・三	

青森県選挙管理委員会告示第九号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、

平成十六年二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

政党以外の政治団体

-		
上北新時代研究会	佐藤洋治後援会	政治団体の名称
一五二.五	平成 云: 二: 二	解散年月日
五	平成三二二二	届出年月日

千葉

和夫

会上北新時代研究

哘

圭悟

八の一上北郡七戸町字笊田四

三平 完成 三

員) (八戸市議会議

斉藤健治後援会

斉藤健治

の二三の八戸市沼館一丁目二〇

三

九

	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	五・  ・  (0	五所川原スクラム10
五二	一五・一二・一九	東浩二後援会
五・ 二・ -	一五・二・二六	新谷昭二後援会
五二二・1	一五・二二・ 九	成田良一後援会
一五・二・・	五三五五	斉藤健治後援会
一五・二・・	五・二・五	· 听主悟後援会

## 青森県選挙管理委員会告示第十号

り告示する。 金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定によ 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による資

平成十六年二月九日

青

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

(公職の種類)届出者の氏名	
名 資金管理団体の 称	
氏代 表	
名者	
所 在 始	
地の	
年届 月 日出	

	三 三 三 三	五二二三〇	1 0
	一五:二二一九	一五十二十九	
	五二二八	一五・二二・二六	
	一五・二二・九	一五・二・ 九	
	五・  二・ 九	五二二五五	
員である。	五	五二二五五	

出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は哘圭悟、公職の種類は県議会議

	県		森	青
青	号	番	目	青森市長島一
(			<u>人</u>	所

県 東奥印刷株式会社 (日刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 年週月・水・金曜日発行

	発行年月日		
第二二四〇号 告			X
示			分
第六六三	<b>第</b>	番	
二号	第六六〇号		号
<b>[75]</b>	=		号ページ
下	ل	Ė	段
九	三	=	行
三百号昭和五十七年十二月二十七日農林水産省告示第二千	大字石崎字長屋形一の一・一の八	東津軽郡平舘村大字石崎字長屋形一の一・一の八	誤
百号昭和五十七年十二月二十七日農林水産省告示第二千	大字石崎字長屋形一の一・一の一八	東津軽郡平舘村大字石崎字長屋形一の一・一の一八	正

林

政課